

宇和島市民協働のまちづくり推進指針



平成21年3月27日

宇和島市

はじめに

指針策定の趣旨

これまでの社会情勢の変化に伴い、市民の生活や価値観も変化し、行政へのニーズは複雑多岐におよび、行政サービスが年々肥大化してきました。同時に、それらの公共的サービスは、行政が担うものという意識が市民にも行政にも根付いています。

また、人口構造、コミュニティ、福祉、雇用、産業、環境などさまざまな分野で課題を抱えながら、行財政改革に伴う大幅な予算や職員の削減が進み、従来の住民サービスを行政だけで維持することが困難な状況となっています。

そのため、本市では「市民と行政の協働のまちづくり」を市政運営の基本方針のひとつとして位置づけ、取り組むこととしています。

「協働のまちづくり」とは、異なる発想と行動力を持つ市民と行政が、対等のパートナーとしてお互いの役割と責任を意識し、住みやすい宇和島市を協力してつくっていくことです。これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在もごみの分別運動や自主防災活動で実施されているように、様々な分野で住民組織や市民団体の活動としてすでにあるものです。そして、単に行政が負担を軽くするために、責任を住民や団体等に押し付け業務を委ねるものではありません。公共的課題の解決という目的を、住民、市民団体、企業等と行政が共有し、公共的サービスの在り方を話し合い、お互いが出来ることから取り組んでいこうとするものです。

本指針は、全ての市民と行政が、お互いに信頼できる関係を築き、それぞれの特色や個性を活かしながらまちづくりに協力・連携していくための共通のルールを定めたものです。

この指針が、今まで培ってきた協働を更に推進し、安心して暮らせる「宇和島市」を実現する一助となることを願います。

目 次

第1章 指針策定の目的	P 1
第2章 宇和島市の現状と課題	1
第3章 協働の基本的な考え方	4
(1) 協働とは	
(2) 協働の目的	
(3) 協働のパートナー	
(4) 協働の役割	
(5) 協働の領域	
(6) 協働によって期待される効果	
第4章 協働の必要性と背景	7
(1) 地方分権への対応	
(2) 地域コミュニティ機能の低下	
(3) 多様化する市民ニーズへの対応	
(4) 市民の参画意欲の高まりと社会貢献活動の広がり	
(5) 行財政改革への対応	
第5章 協働事業のプロセスの確立と実施方法・・・	10
(1) 協働のプロセスの確立	
(2) 協働の手法	
第6章 協働を推進する施策	12
(1) 協働のまちづくり推進体制の整備	
(2) 市民と行政との情報・意識の共有化	
(3) 多様な分野における市民の参画・協働の促進	
(4) まちづくりの担い手の育成	

第1章 指針策定の目的

地域の課題を解決するために、協働のまちづくりと新しい公共空間の形成を進めるにあたって、市民と行政が協働の考え方や進め方等についての目標を次のとおり掲げ、市民と行政がまちづくりの価値観を共有するために基本的な方針を定めるものです。

- (1) 協働の理念について、市民と行政が共通の理解を深める。
- (2) 新たな地域コミュニティを形成する。
- (3) 市民活動を促進する。
- (4) 市民参画制度の拡充を図る。

第2章 宇和島市の現状と課題

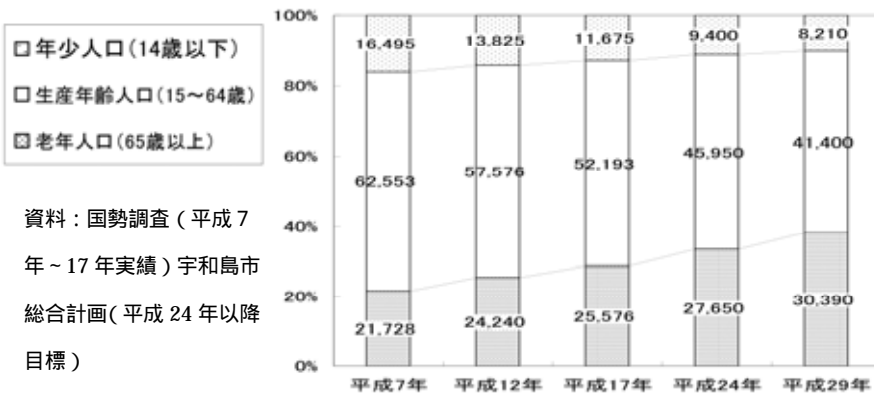
少子高齢化、若年者を中心とした人口流出が進み、本市を取り巻く情勢はこれまでにないスピードで大きく変化しています。

基幹産業である第一次産業の低迷という内的要因と、国の三位一体改革や世界的な不況の影響など外的要因が重なり、地域の雇用も市の財政も非常に厳しい状況です。そのうえ行財政改革に伴う大幅な予算や職員の削減が進み、従来の住民サービスを維持することも困難な状況となっています。

人口と世帯の動向 (単位: 人、世帯: %)

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成24年	平成29年
総人口		100,776	95,641	89,444	83,000	80,000
年少人口(14歳以下)		16,495	13,825	11,675	9,400	8,210
	(%)	(16.4)	(14.5)	(13.1)	(11.3)	(10.3)
生産年齢人口(15~64歳)		62,553	57,576	52,193	45,950	41,400
	(%)	(62.1)	(60.2)	(58.4)	(55.4)	(51.8)
老年人口(65歳以上)		21,728	24,240	25,576	27,650	30,390
	(%)	(21.6)	(25.3)	(28.6)	(33.3)	(38.0)
世帯数		35,212	34,975	34,222	34,440	34,190
一世帯当人数		2.86	2.73	2.61	2.41	2.34

一方、社会的課題に対応した各種市民団体が誕生する中、高齢化が進み活動が困難な団体も多く見受けられます。まちづくりの担い手として、既存の市民団体の支援と同時に新たな団体の育成に努め、市民と行政とが協働できる体制を確立する必要があります。



資料：国勢調査（平成7年～17年実績）宇和島市総合計画（平成24年以降目標）



- Q 1 . **市民**とはなんですか？
Q 2 . **まちづくり**とはなんですか？
Q 3 . **公共空間の形成**とはなんですか？



A 1 . 市民とは

この指針でいう「市民」とは、宇和島市に住む全ての個人と、自治会、公民館等の地域組織やボランティア団体及びNPO法人等の市民活動団体や農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会などの公共的団体や企業等を含んだ総称です。

A 2 . まちづくりとは

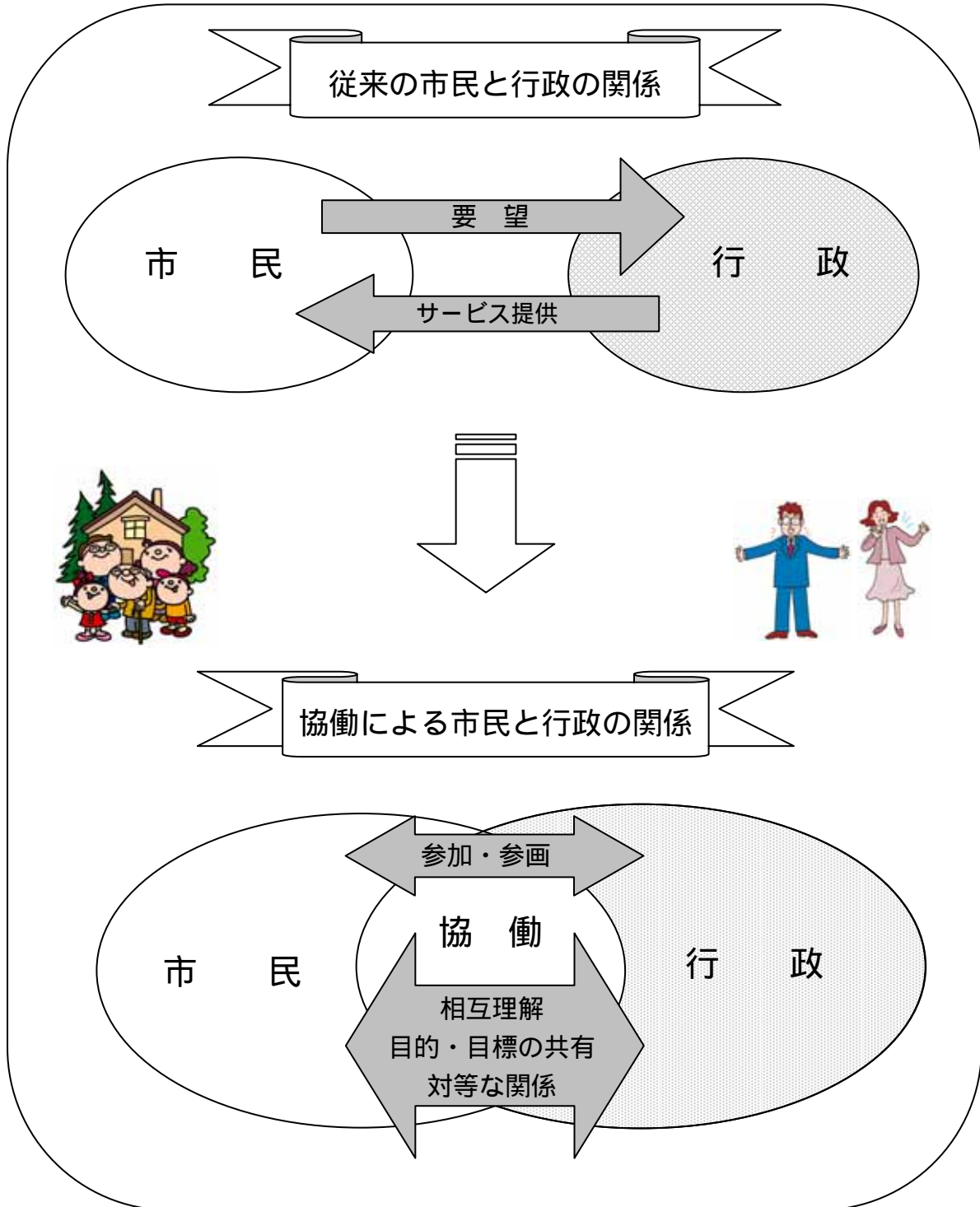
この指針でいう「まちづくり」とは、道路・橋・公園等の街並み整備だけを意味するものではなく、地域の課題である「防災・環境・福祉・文化・スポーツ等」の地域課題に行政と地域住民と一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域コミュニティづくりであり、地域を暮らしやすくする様々な活動全般を示すものです。

A 3 . 公共空間の形成とは

この指針でいう「公共空間の形成」とは、行政が独占的に担ってきた公共的サービス等を、市民と行政が協力して地域全体で支える仕組みをつくることを指します。



協働関係の比較イメージ



第3章 協働の基本的な考え方

(1) 協働とは

「協働」とは、「複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」を言います。

この指針における協働とは、市民と行政が相互の理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力して宇和島市の課題を解決したり社会的課題に対応していくことです。

(2) 協働の目的

宇和島の恵まれた自然と共生し、地域特性を生かしたまちづくりを推進するために、地域の多様な主体がお互いに足りないところを補い、市民と行政とが助け合う体制の確立を図ることを目的としています。

(3) 協働のパートナー

すべての市民を行政との協働のパートナーとし、対等な立場で、共通の目的・目標を持って、互いの立場の違いと役割・責任を理解した上で、互いの特性や長所を生かして協力連携する関係を築きます。

ただし、宗教活動、政治活動、法令又は公序良俗に反する活動、個人に関わる活動、その他公益を害するおそれのある活動をする団体は行政のパートナーとすることはできません。



地域のことは、地域で解決しなくてはね。

(4) 協働の役割

協働を推進するためには、行政と市民がそれぞれの役割を認識しながら、特性を生かして主体的・積極的に取り組まなければなりません。

市民の役割

行政では取り組みが難しいと思われる課題に対しても、持っている知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用し、地域の課題を解決することに努めます。

地縁組織の役割

個人では解決が困難な地域に密着した課題を解決するために、様々な団体や人材を結びつけて地域内で新しいコミュニティを形成し、豊かな社会づくりに努めます。

企業・事業者の役割

企業も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくことが大切です。そのためには、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、地域活動や市民団体等の活動に対して、人的な支援のほか持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援することも大切です。

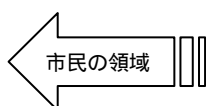
行政の役割

広報紙やホームページの内容充実及び懇談会やタウンミーティングを開催し、市民と行政との情報・意識の共有化を図ります。また、新たなまちづくりの担い手の育成・支援に努めます。

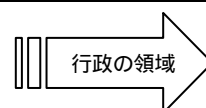
(5) 協働の領域

市民と行政は、ともに社会性、公益性の高い活動を行うものであるため、活動領域が重なり合うことがあります。このことを十分理解し、お互いの特性を生かした協働を進めることが重要です。組み合わせとして「市民と市民の協働」、「行政と行政の協働」、「市民と行政の協働」がありますが、この中で、立場や性質がまったく異なる「市民と行政の協働」については一定のルールが必要となってきます。それぞれの領域は時代によって変化していくものと考えられますので、社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが必要です。

領域のイメージ



市民と市民の協働	市民と行政の協働			行政と行政の協働
市民主体	市民主導	市民・行政同等	行政主導	行政主体
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参画を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域



(6) 協働によって期待される効果

市民にとっての効果

自分たちに合ったきめ細やかな公共サービスを生み出し、満足度を高めます。

多種多様な知識や経験を持つ人との交流により、活動の場や生きがいの場が広がります。

自分たちの持つ情報や知識を行政に公式に伝えることができるようになり、社会的に理解や評価が高まります。

行政の持つ情報等を活用でき、活動の強化拡大が図られます。

NPO法人・ボランティア団体等の市民活動団体にとっては、団体の理念等を効果的に実現でき、活動に対する関心を高めるきっかけになります。

企業にとっては、地域との結びつきが強化され、社会的な信頼をより高めることとなります。

行政にとっての効果

○行政の限界を補完することで、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応と効果的・効率的な公共サービスの提供につながります。

市民の持つ柔軟性・迅速性、専門性を生かし施策に反映することができます。

異なる発想と行動力を持つ市民と、協働という新たな手法により相互理解が深まり、お互いの組織や活動の活性化と市民の立場にたった職員意識の向上、改革が図られます。



Q4. 補完とは
なんですか？

A4. 補完とは
この指針でいう「補完」とは、個人ができることは個人が(自助) それができないときには地域が(共助) それでもできないときには行政が(公助)が行う社会の仕組みを構築し、なるべく身近なところで問題解決を図ることを言います。



第4章 協働の必要性と背景

(1) 地方分権への対応

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行されたことにより、自治体の自主的なまちづくりが可能となる一方で、自己決定、自己責任等あらゆる面で自立したまちづくりを進めていく能力が求められています。

そのため、市は平成20年3月に策定した「第一次宇和島市総合計画」において、「市民と行政の協働のまちづくり」を市政運営の基本方針のひとつとして位置づけ、取り組むこととしています。

第一次宇和島市総合計画 ... 地方自治法に基づき、宇和島市のまちづくりの方向を示す最上位計画として位置づけされるもの。

(2) 地域コミュニティ機能の低下

少子高齢化社会の進行と人々の移動性・流動性の高まりによって、個人主義的傾向も強まっています。このような中で、人間関係が形成されず、地域の求心力の低下を招き、地域社会の支え合う関係の脆弱化が進んでいます。

特に本市においては、若年層を中心とした人口流出によって地域社会の構成員が減少し、これまで地域コミュニティが果たしてきた機能が低下しているため、そうした実情に応じた新たな地域コミュニティの構築が必要となっています。



Q5. **地域コミュニティ**とは
なんですか？

A5. **地域コミュニティ**とは

自治会などの生活地域内で、消費、生産、労働、福祉、教育、防災、衛生、医療、遊び、スポーツ、祭りなどに
関わり合いながら、住民同士の密接な交流が行われている
地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

この指針でいう「**地域コミュニティ**」とは、住みよい
地域環境をつくるために、地域住民が日常生活に関わる
協働の事業や活動などを、お互い連帯感や信頼感を築き
ながら取り組んでいく地域社会のことを言います。



(3) 多様化する市民ニーズへの対応

地方分権の進展と産業・経済をめぐる環境の深刻化で、今後もより一層多様化・高度化することが予想される市民ニーズに対し、市民と行政がお互いに協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

(4) 市民の参画意欲の高まりと社会貢献活動の広がり

地域社会においては、自治組織、女性組織、NPO法人やボランティア団体など、多くの分野で市民自らがまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を生かしながら社会参加するという意識が高まっています。

今後は、より様々な団体の社会貢献活動を活発化させ、人と人のつながりを強め、地域全体の活力を高めて行く必要があります。



Q6. NPO法人とは
なんですか？

A6. NPO法人とは

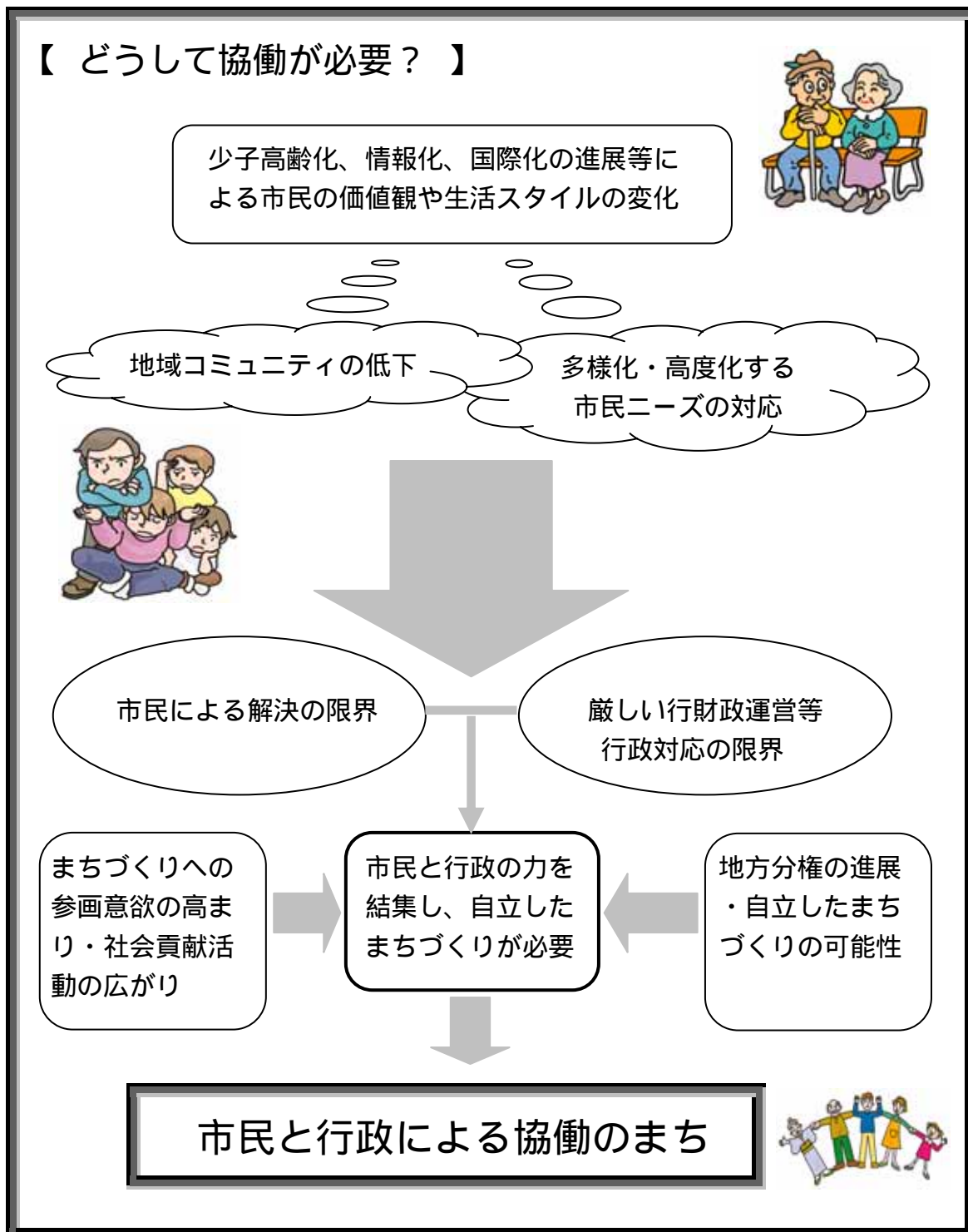
NPOとは、Non(非)profit(利益)Organization(団体)の略で、営利を目的としない民間の団体(組織)のことです。特定非営利活動促進法により認定されたNPO法人格を取得すると、法人名で契約や登記が出来るメリットがありますが、法人としての納税義務や活動内容、組織形態などの一定の要件を満たす必要があるなど義務も生じます。

「非営利」とは、利益を得ることを目的としないという意味ですが、無償あるいは収益事業を全く行わないという意味ではありません。活動資金としての会費や寄付金を集める以外に、社会貢献活動とは別に収益事業を行うことも出来ますし、活動に対する対価をもらうことも差し支えありません。事業で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の社会貢献活動資金に回すのであれば、営利を目的としない団体といえます。



(5) 行財政改革への対応

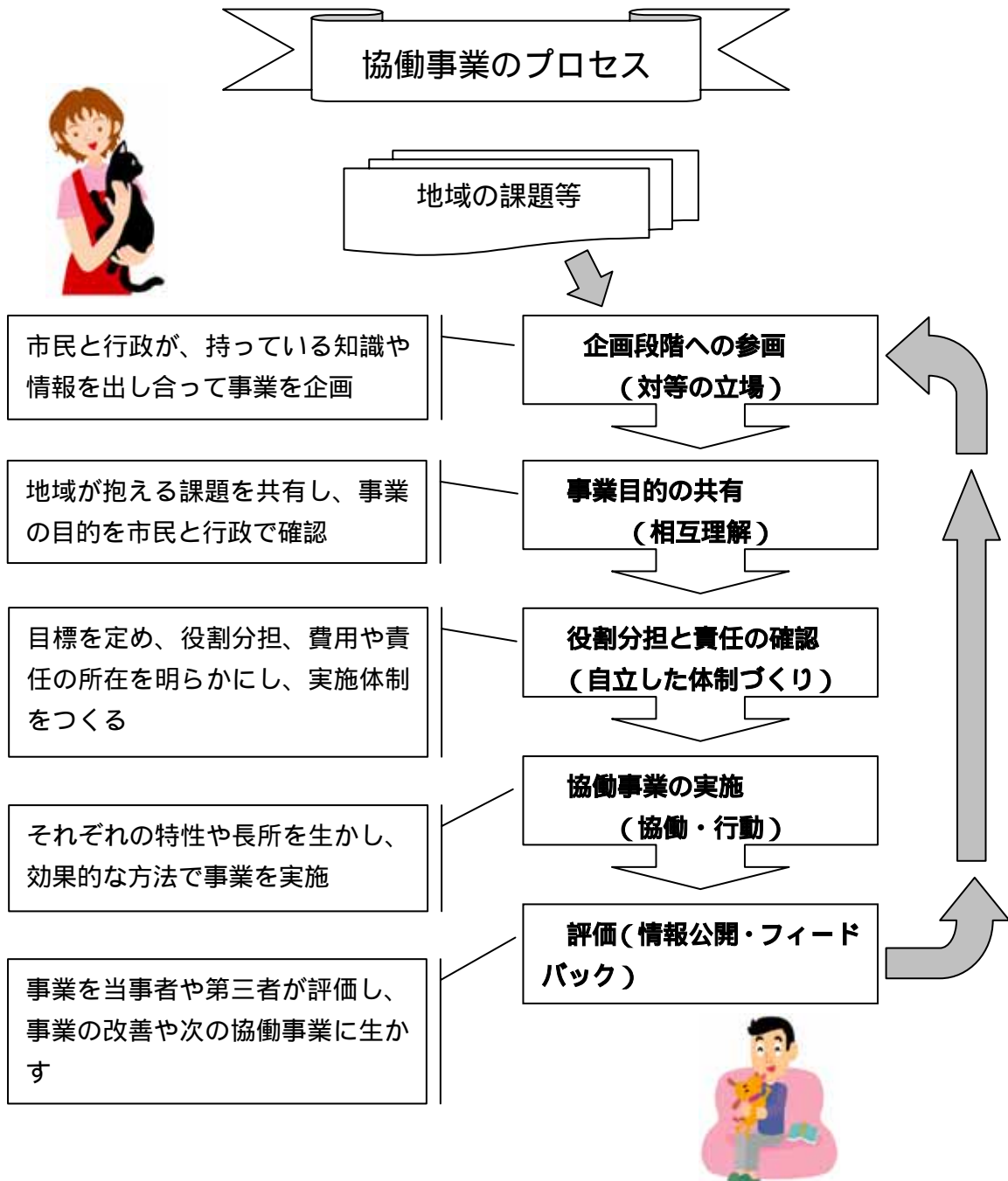
厳しい財政状況の中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、抜本的な行財政改革が必要です。限られた財源の中で、市民と行政が互いの役割を自覚し、市民満足度を高めた新しい行政の在り方が必要です。



第5章 協働事業のプロセスの確立と実施方法

(1) 協働事業のプロセスの確立

市民と行政の従来の関係は、行政主導の色合いが強かった印象が否めませんが、これからは、あくまで対等の立場を保ち、地域の課題や事業等の目的を共有し、それぞれの得意分野を生かして、より効果が期待できる体制づくり（協働）が必要です。



(2) 協働の手法

協働によるまちづくりの手法は、次に挙げるようなものがあります。事業の目的や内容に応じて、最もふさわしい方法で実施することが大切です。

情報提供・情報交換

市民と行政などのパートナー同士が、それぞれ持っている情報を提供しあって共有してゆく手法です。地域課題、市民ニーズの把握や取り組みアイデアの発掘が期待できます。

共 催

複数のパートナーが、役割、責任、リスクなどの分担を明確にしなが、ら、ともに主催者となって事業を行う手法です。それぞれの知識や特性を生かすことで、単独主催よりも事業内容の充実が図られます。

後 援

主催者が実施する事業に対して、ほかのパートナーが事業の趣旨に賛同し、開催を支援する手法です。金銭的な支援ではなく、名義使用などに複数のパートナーが協力することで事業の信頼度を増すことが期待できます。

実行委員会・協議会

複数の団体等が構成員となって新たな組織をつくり、それが主催者となって事業を実施する手法です。事業の初期の段階から各種団体が参画し、適切な協働関係を構築しやすいため、規模の大きな事業を実施する場合に効果的です。

(例)「宇和島まつり実行委員会」など

補 助

活動資金に課題を抱えるパートナー（団体等）に対して、他のパートナー（行政等）が補助金等の名目で財政的支援をする手法です。

委 託

主に行政が、自主事業をパートナーである個人や民間団体等に委ねる手法です。パートナー（委託先）の専門性、柔軟性などの特性を生かすことで、より良いサービスや効率的な事業運営が期待できます。

第6章 協働を推進する施策

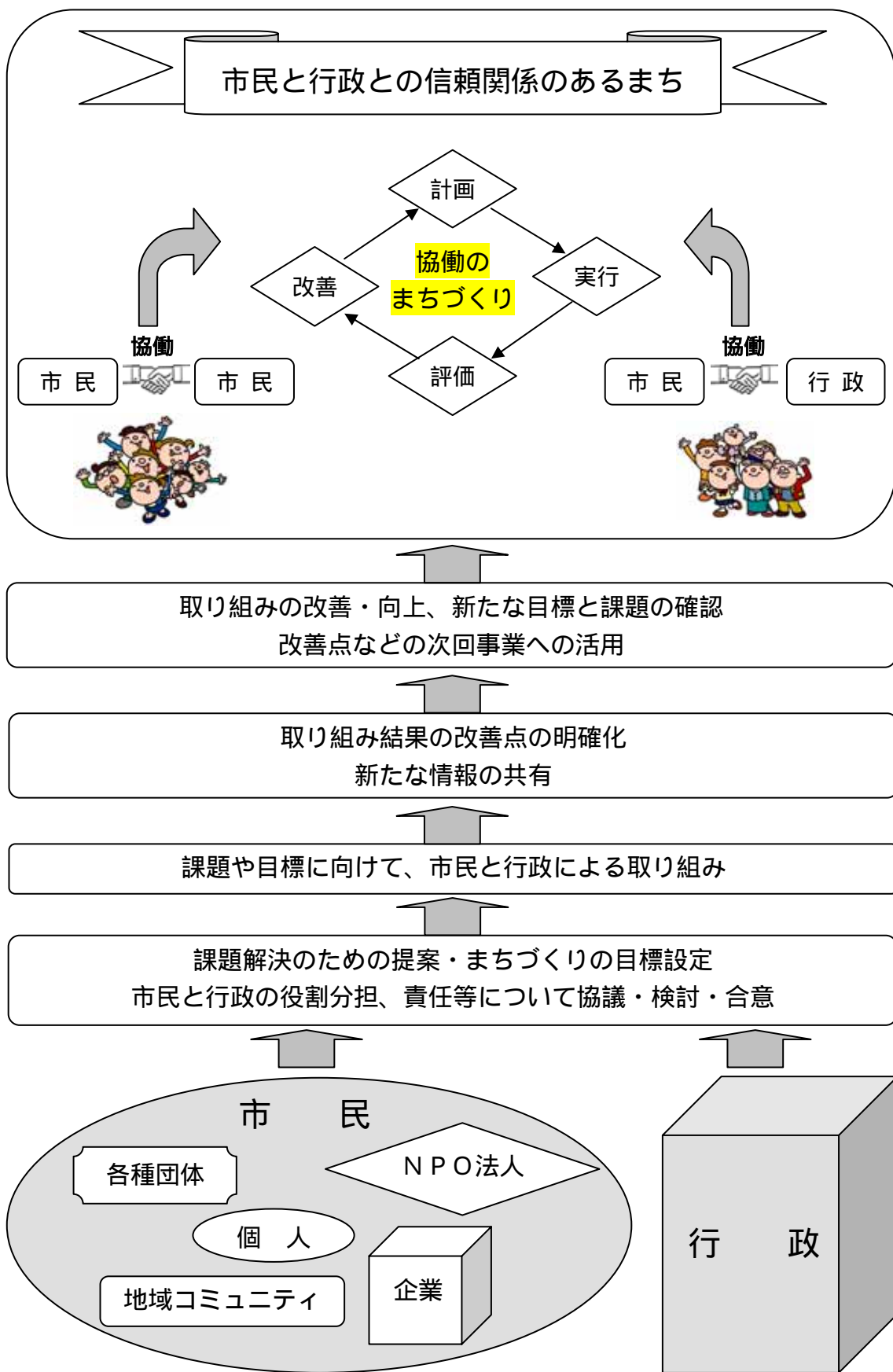
(1) 協働のまちづくり推進体制の整備

市民と行政が協働の理念を理解し、よりよいまちづくりに向けて、それぞれの主体性に基づき、自発的かつ協調的に活動を推進していくことができる環境づくりに努めます。

(2) 市民と行政との情報・意識の共有化

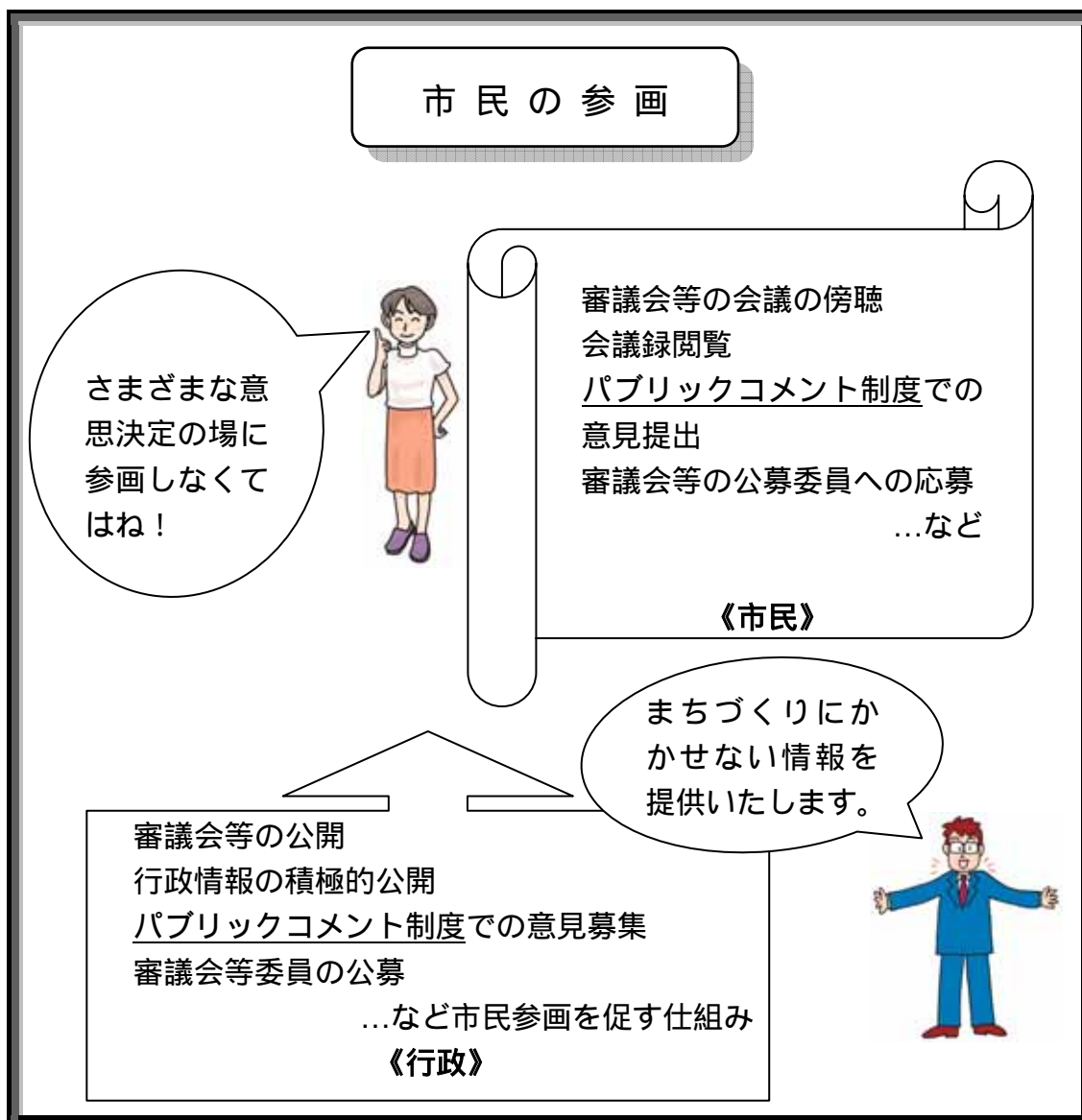
市民同士、また市民と行政が、お互いに持っている情報を分かりやすいかたちで積極的に提供し、共通理解を深め、意識の共有化を図り、相互の信頼関係を構築していきます。





(3) 多様な分野における市民の参画・協働の促進

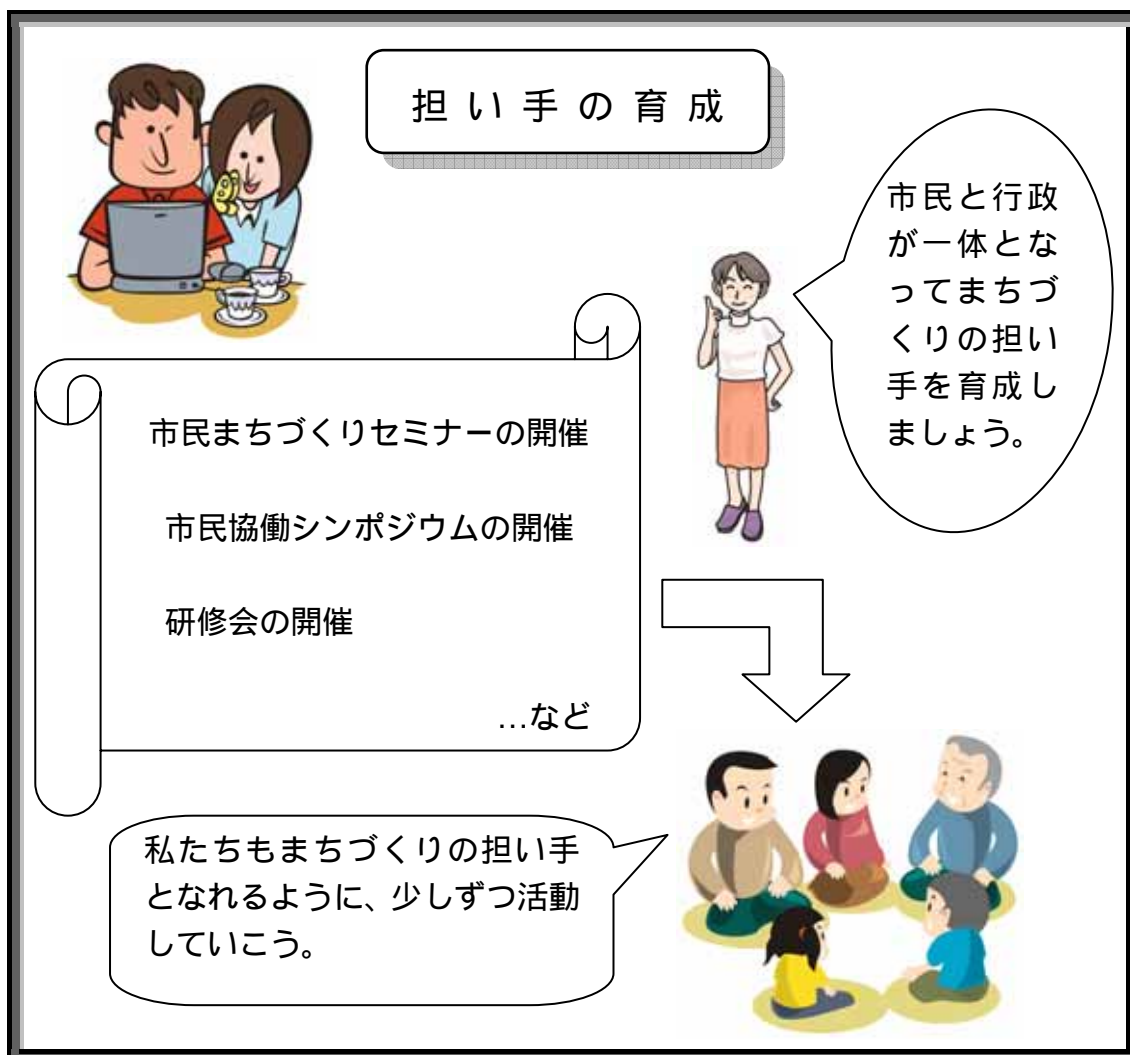
市民と行政による協働の取り組みを広げていくために、公共的な取り決めごとを進める過程で市民が参画できる機会を保障するとともに、審議会における公募委員制度・パブリックコメント制度等も充実していきます。



パブリックコメント制度 ... 行政が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公開し、この案に対して広く市民等から意見や情報を提供していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度です。

(4) まちづくりの担い手の育成

協働を実現するためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材が求められています。まちづくりに係わる人材の育成には時間が必要であり、協働事業を一つ一つ積み重ねて行く中で、必要な知識や技術力を身につける研修会等の充実を図っていきます。



資料

【用語集】

NPO法人 えぬぴーおーほうじん	<p>NPOとは、Non（非）profit（利益）Organization（団体）の略で、営利を目的としない民間の団体（組織）のこと。特定非営利活動促進法により認定されたNPO法人格を取得すると、法人名で契約や登記が出来るメリットがあるが、法人としての納税義務や活動内容、組織形態などの一定の要件を満たす必要があるなど義務も生じる。</p> <p>「非営利」とは、利益を得ることを目的としないこと。無償あるいは収益事業を全く行わないという意味ではない。活動資金としての会費や寄付金を集める以外に、社会貢献活動とは別に収益事業を行うこともでき、活動に対する対価をもらうことも差し支えない。事業で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の社会貢献活動資金に回すのであれば、営利を目的としない団体といえる。</p>
行財政運営 ぎょうざいせいいうんえい	<p>行政とは、公共団体が法律・政令その他の法規に従って、公共の目的の実現を目指して行う政務。</p> <p>財政とは、公共団体がその存立を維持し任務を遂行するために、必要な財力を取得し、これを管理・処分する一切の経済行動。</p> <p>これらふたつを運営してゆくこと。</p>
協働 きょうどう	<p>同じ目的のために、協力して働くこと。</p> <p>この指針における協働とは、市民と行政が相互の理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力して宇和島の課題を解決したり社会的課題に対応していくこと。</p>
公共空間の形成 こうきょうくわんのけいせい	<p>この指針でいう「公共空間の形成」とは、行政が独占的に担ってきた公共的サービス等を市民と行政が協力して地域全体で支える仕組みをつくることを指す。</p>
コミュニティ こみゆにてい	<p>居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。</p> <p>この指針でいう「地域コミュニティ」とは、住みよい地域環境をつくるために、地域住民が日常生活に関わる事</p>

<p>参画 さんかく</p>	<p>業や活動などをお互い連帯感や信頼感を築きながら取り組んでいく、地域社会のこと。</p> <p>事業・政策などの計画に加わること。</p>
<p>三位一体改革 さんみいつたいいかいかく</p>	<p>国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革。(1) 国庫補助負担金の廃止・縮減 (2) 税財源の移譲 (3) 地方交付税の一体的な見直し</p>
<p>市民 しみん</p>	<p>近代社会を構成する自立的個人で、政治参加の主体となる者。公民。</p> <p>この指針でいう「市民」とは、「宇和島市に住む全ての個人」と「自治会、公民館等の地域組織やボランティア団体およびNPO法人等の市民活動団体や農協、漁協、企業等」を含んだ総称。</p>
<p>社会貢献活動 しゃかいこうけんかつどう</p>	<p>法人または団体、個人による公益或いは公共益に資する活動一般を意味し、はじめから社会に資することを目的として行う直接的な社会貢献と、特定の事業や行為をすることが結果として社会貢献につながる間接的な社会貢献とがある。</p>
<p>主体性 しゅたいせい</p>	<p>自分の意志・判断によって、みずから責任をもって行動する態度のあること。</p>
<p>第一次宇和島市総合計画 だいいちじうわじましそうごうけいかく</p>	<p>地方自治法に基づき、宇和島市のまちづくりの方向を示す最上位計画として位置づけされるもの。行政運営の総合的な指針となる計画。</p>
<p>タウンミーティング たうんみーていんぐ</p>	<p>もともとは、主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする集会のこと。</p> <p>一般には行政当局または政治家が実施する対話型集会を指す。</p>

<p>地方自治法 ちほうじちほう</p>	<p>地方自治に関する法律。 地方公共団体の区分と、地方公共団体の組織や運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的かつ能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としている。</p>
<p>地方分権 ちほうぶんけん</p>	<p>権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。 日本国憲法は地方自治を保障し、地方分権主義を採っている。</p>
<p>地方分権一括法 ちほうぶんけんいっかつほう</p>	<p>正式には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。 地方自治法を主とした地方分権に関する法規の改正に関する日本の法律。本法独自の項目は存在せず、457の法律（一部勅令を含む）について一部改正または廃止が定められている改正法。</p>
<p>ニーズ にーず ノウハウ のうほう</p>	<p>必要。要求。需要。 ある専門的な技術やその蓄積のこと。知識、技術、ものごとのやり方。</p>
<p>パブリックコメント制度 ぱぶりっくこめんとせいど</p>	<p>行政が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公開し、この案に対して広く市民等から意見や情報を提供していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度。</p>
<p>フィードバック ふいーどばっく</p>	<p>心理学・教育学で、行動や反応をその結果を参考にして修正し、より適切なものにしていく仕組み。帰還。 転じて、結果を原因に反映させて自動的に調節していくこと。</p>
<p>プロセス ぷろせす</p>	<p>仕事を進める方法。手順。過程。経過。</p>

<p>補完 ほかん</p>	<p>欠けているところや不十分なところを補って完全なものにすること。</p> <p>この指針でいう「補完」とは、個人ができることは個人が（自助）、それができないときには地域が（共助）、それでもできないときには行政が（公助）行う社会の仕組みを構築し、なるべく身近なところで問題解決を図ること。</p>
<p>ボランティア団体 ぼらんていあだんたい</p>	<p>自発的にある事業に参加する人の集まり。社会事業活動に無報酬で参加する人の集まり。篤志奉仕家集団。</p> <p>「ボランティア」とは、古典的な定義においては自発性、無償性、利他性に基づく活動とされてきた。しかし近年ではこうした定義への再検討が加えられている。特に、無償性に関しては、有償ボランティアという存在が出現し受け入れられていることで、ボランティアの定義から外れつつある。</p>
<p>まちづくり まちづくり</p>	<p>この指針でいう「まちづくり」とは、道路・橋・公園等の街並み整備だけを意味するものではなく、地域の課題である「防災・環境・福祉・文化・スポーツ等」の地域課題に行政と地域住民と一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域コミュニティづくりであり、地域を暮らしやすくする様々な活動全般を示すもの。</p>
<p>リスク りすく</p>	<p>予測できない危険。危険度。また、結果を予測できる度合い。予想通りにいかない可能性。</p>

宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会設置要綱

平成20年7月22日

要綱第34号

(設置)

第1条 宇和島市民と行政とが力を合わせた協働のまちづくりと、新しい公共空間の形成に向け、総合的に推進する基本指針を策定するために、宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民協働のまちづくり推進指針の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域活動団体を代表する者
- (3) 市民ボランティア活動団体を代表する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了した日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課市民活動推進係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会委員名簿

(敬称略 委員は五十音順)

役 職	氏 名	所 属 団 体
委員長	中尾 嘉藏	宇和島市公民館連絡協議会
副委員長	岡野 昇	宇和島市役所 総務部
委 員	市川 浩章	特定非営利活動法人 宇和島市自主防災防犯支援センター
委 員	梶原 蘭子	宇和島市ボランティア連絡協議会
委 員	久保 元道	特定非営利活動法人 花園
委 員	清家 喜久子	宇和島市女性団体連絡協議会
委 員	大上 清志	宇和島市連合自治会
委 員	西本 陽平	宇和島市生活文化若者塾 「拓己塾」
委 員	兵頭 利樹	宇和島市役所 市民環境部
委 員	山本 裕子	社会福祉協議会

「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」策定経過

年 月 日	主 な 事 項	内 容
平成 20 年 9 月 1 日	第 1 回宇和島市民協働のまちづくり 推進指針策定委員会開催 (以下策定委員会)	委嘱状交付 宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会設置要 項について 指針策定のスケジュールに ついて 協議内容について
10 月 10 日	第 2 回策定委員会開催	推進指針の内容について
11 月 7 日 ~ 11 月 14 日	市民と行政との協働体制について	市役所各課に現状での協働 体制の調査依頼 環境課より現在実施してい る事業として5事業、今後協働 により市民サービスの向上が 期待される事業として2事業、 回答。
11 月 19 日	第 3 回策定委員会開催	推進指針の内容について
12 月 18 日	第 4 回策定委員会開催	推進指針の内容について
1 月 21 日	第 5 回策定委員会開催	推進指針の内容について
2 月 19 日	第 6 回策定委員会開催	推進指針の内容について
2 月 25 日 ~ 3 月 16 日	宇和島市民協働のまちづくり推進 指針(素案)パブリックコメント	閲覧場所：市ホームページ 宇和島市役所(3支所含む) パブリックコメント
3 月 18 日	第 7 回策定委員会開催	推進指針の内容について パブリックコメントの検討
3 月 27 日	第 8 回策定委員会開催	推進指針の最終案について
3 月 27 日	策定委員会から答申	委員会から市長へ答申
3 月 27 日	宇和島市民協働のまちづくり指針 決定	

おわりに

「宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会」は、市長から委嘱を受けた市民団体代表者や行政職員ら 10 名の委員から成り、指針の内容について 8 回の委員会で検討を重ね、市長に答申いたしました。

この指針は、市民協働のまちづくりを進めるための基本方針であり、地域コミュニティの形成、市民活動の推進、市民参画制度の拡充を 3 つの柱として、具体的に取り組む際の方向性を定めたものです。

協働のまちづくりは、「個人が出来ること」「地域で行うこと」「行政が行うこと」を再認識するという、いわば原点に立ち返ることから始まります。

個人が出来ることから実践しながら、地域コミュニティにおいては、地域活動や行事に自主的に参画できる環境づくりと、地域住民の意見が反映される制度の確立が望まれます。また、市民活動促進のために、学習会や各種行事の参加機会の拡充を図るとともに、個々に活動している団体等がつながり合えるネットワークづくりも必要でしょう。

行政における市民参画については、その重要性は認識されていても、行政で実施される各種事業において、計画段階からの市民参加は充分とはいえません。これまで以上に行政情報の公表や、市民の考えをまちづくりに活かすシステムを構築し、積極的な市民参画制度の拡充を図るべきと考えます。

それらのことを踏まえ、本文中に掲げる「協働のまちづくり」が、市民が積極的に関われる新しい住民自治システムのひとつとして理解され、この指針が皆様に積極的に活用されることを願ってやみません。

平成 21 年 3 月

宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会

